

ID: 78-2

担当部署: まちづくり振興課

処分の概要	取消料の徴収		
例規名 根拠条項	村田町武家屋敷(旧田山家)条例 第9条第6項		
例規番号	平成29年条例第2号		
【基準】			
<p>第9条第6項及び村田町武家屋敷(旧田山家)管理規則第5条の規定による。 (使用料及び使用時間)</p> <p>第9条 武家屋敷の使用料及び使用時間は、別表のとおりとする。ただし、使用上特に必要と認めるときは、町長が別に定めることができる。</p> <p>2 前条第1項の規定により武家屋敷の管理を指定管理者に行わせた場合において、武家屋敷の利用者は、使用料を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>3 前項の規定により納付された利用料金は、法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入として収受させるものとする。</p> <p>4 使用料及び使用時間は、別表の範囲内において町長が別に定める。ただし、前条第1項の規定により指定管理者に武家屋敷の管理を行わせる場合は、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>5 既に徴収した使用料は、返還しない。ただし、町の責めにより使用することができなくなった場合、その他正当と認める理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>6 町長は、第5条第1項の規定による使用許可を受けた者が使用する日若しくは使用する日の前日に許可の取り下げを申し出たとき又は第7条の規定による許可の取り消し、若しくは使用の停止をしたときは、取消料を徴収することができる。</p> <p>(使用料及び使用時間)</p> <p>第5条 条例第9条第1項ただし書きの規定による使用上特に必要と認めるときは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 町の機関が行事又は事務を行うため施設の全部又は一部を使用する場合</p> <p>(2) 町が育成、指導している団体がその本来の目的又は活動のため施設の全部又は一部を使用する場合</p> <p>(3) 災害等に係る救助等のため関係機関が施設の全部又は一部を使用する場合</p> <p>2 条例第9条第6項の規定により取消料を徴収する場合は、使用する日に取り消し、又は使用の停止をしたときにあつては使用料の全額、使用する日の前日に取り消しをしたときにあつては使用料の2分の1の額を徴収することができる。</p>			
備考			
【共通担当部署】			
まちづくり振興課			
教育委員会事務局 生涯学習課 歴史みらい館			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日